

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 優良

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿  (所轄外税務署長)  税務署長殿  (規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本取又はたる事務所所在地</small>	(電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称(屋号)	
	法人番号	
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - - )

法第8条第4項の規定の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 特例の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日  
(次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。)

帳簿の種類		備付け及び保存に代える日	帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根拠税法	名称等		根拠税法	名称等	
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法 <input type="checkbox"/> 消費税法	総勘定元帳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法	仕訳帳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日

2 その他参考となるべき事項

(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

市販のソフトウェアのうちJ I I M Aの認証を受けているもの

(メーカー名: 商品名: )

市販のソフトウェア(メーカー名: 商品名: )

自己開発(委託開発の場合は、委託先: )

(2) その他参考となる事項

税理士署名

※ 税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			

**「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書<sup>優良</sup>」  
の記載要領**

この届出書は、特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告書等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定（以下「本規定」といいます。）の適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書は適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿を規則第5条第5項の要件に従って保存する場合に提出することができます。

※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）、法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第30条第7項（仕入れに係る消費税額の控除）、第38条第2項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第38条の2第2項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第58条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

**1 届出期限**

本規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長（又は税関長）に提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする国税に係る法定申告期限までに、この届出書を所轄税務署長（又は税関長）に提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

## 2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿に係る国税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長  
 (注) 消費税法第 30 条第 7 項に規定する帳簿（同条第 8 項第 3 号に掲げるものに限り、）及び同法第 58 条に規定する帳簿（同条に規定する課税貨物の同法第 2 条第 1 項第 2 号（定義）に規定する保税地域からの引取りに関する事項の記録に係るものに限り、）については、納税地等を所轄する税関長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めた場合 当該所轄外税務署長

## 3 提出部数

この届出書は、1 部提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿に該当する場合は 2 部提出してください。

## 4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	(規則第 5 条第 4 項において準用する規則第 2 条第 10 項の規定を適用して提出する理由)	本届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	根拠税法	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の保存義務等を規定している税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている特例国税関係帳簿のときは、複数の税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
	名称等	名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿について記載してください。
	備付け及び保存に代える日	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 原則として課税期間の初日となります。 なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「2(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。 【記載例】〇年〇月〇日に開業する予定のため。
2	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、( ) 内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(2) その他参考となる事項	令和 4 年 1 月 1 日前において現に令和 3 年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿（以下「承認済国税関係帳簿」といいます。）について、令和 4 年 1 月 1 日以後に令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください（※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません。）。 【記載例】〇年〇月〇日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、〇年〇月〇日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。 ・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…（承認済国税関係帳簿の種類）